

一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類調査結果

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域におけるダイオキシン類による水質、土壌等の汚染状況を把握することを目的とする。

2 調査方法

河川の水質及び底質については本市域を流れる主要 3 河川の下流 3 地点を対象に、海域の水質及び底質については水質に係る常時監視地点である 2 地点を対象に、それぞれ調査を実施した。また、地下水及び土壌については、市内各 2 地点において調査を実施した。

公共用水域水質及び地下水については日本産業規格 K 0312、公共用水域底質については「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル」（平成 20 年 3 月環境省）、土壌については「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」（平成 20 年 1 月環境省）に基づきそれぞれ調査を実施した。

3 調査結果

(1) 公共用水域水質及び底質（河川）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/L	底質 pg-TEQ/g	
花見川	新花見川橋	0.066	3.7	令和 3 年 12 月 3 日
都 川	都 橋	0.042	0.35	
葎 川	日 本 橋	0.037	0.74	

(2) 公共用水域水質及び底質（海域）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/L	底質 pg-TEQ/g	
東京湾	NO.5	0.058	29	令和 3 年 12 月 7 日
	NO.8	0.050	1.3	

(3) 地下水調査結果

区名	調査地点		測定値 pg-TEQ/L	調査日
若葉区	桜木	A1	0.035	令和3年12月17日
緑区	おゆみ野南	A2	0.035	令和4年1月14日

(4) 土壌調査結果

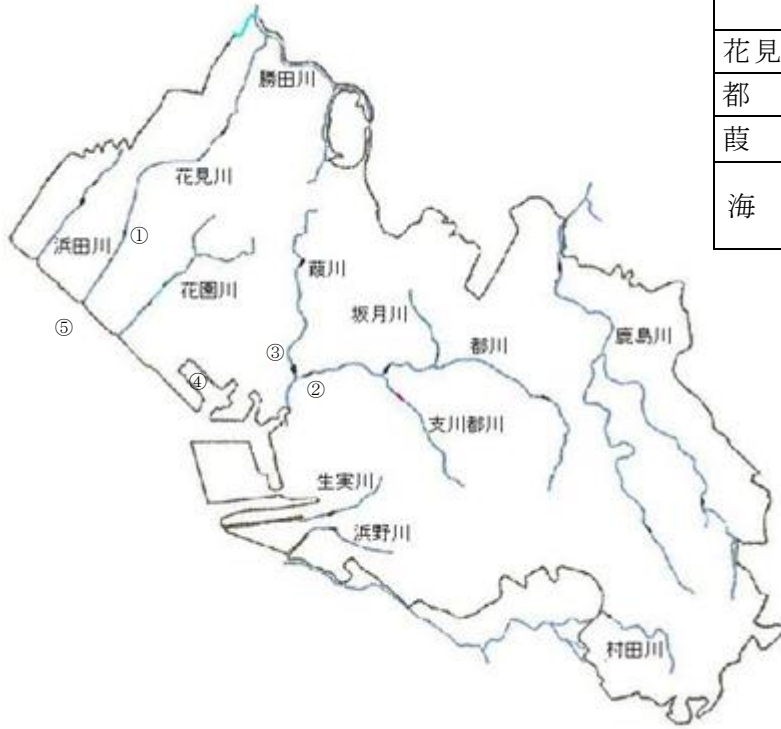
区名	調査地点		測定値 pg-TEQ/g	調査日
若葉区	桜木	A1	4.5	令和3年12月17日
緑区	あすみが丘	A3	1.0	

4 調査結果の評価

- (1) 公共用水域の水質（河川及び海域）については、0.037～0.066pg-TEQ/Lであり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/L）を達成していた。
- (2) 公共用水域の底質（河川及び海域）については、0.35～29 pg-TEQ/gであり、すべての地点で水底の底質の汚染に係る環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成していた。
- (3) 地下水調査結果については、0.035 pg-TEQ/Lであり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/L）を達成していた。
- (4) 土壌調査結果については、1.0～4.5 pg-TEQ/gであり、すべての地点で土壌の汚染に係る環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成していた。

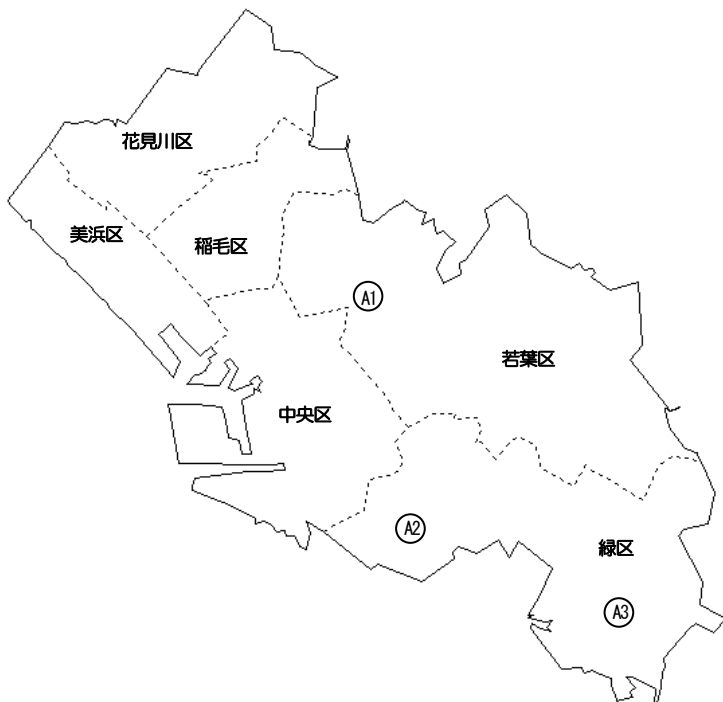
一般環境中ダイオキシン類調査地点

河川・海域・底質



	No	調査地点
花見川	①	新花見川橋
都川	②	都橋
葎川	③	日本橋
海域	④	東京湾No. 5
	⑤	東京湾No. 8

地下水・土壌



	No	調査地点
若葉区	A1	桜木
緑区	A2	おゆみ野南
緑区	A3	あすみが丘